

令和 6 年度事業報告

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

昨年は、物価の高騰や昨年 10 月 1 日より最低賃金の引き上げなど、様々なことで国民の生活に変化が起こった 1 年となりました。

高年齢者雇用安定法の改正により、70 歳までの就業機会を確保する努力義務が新設され、シルバー人材センターの会員数は前年度同様減少傾向にあります。会員数においては、令和 7 年 3 月末現在会員数は 295 名で、前年同期比で 2.7% 増となりました。

定年退職者などの高年齢者のライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動等社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現を目指していきました。

現在社会においては、デジタル化が進んでおり、シルバー人材センターにおいてもデジタル (DX) 化の推進をしてまいりました。今後は、会員の皆様にもデジタル (DX) 化の推進に向けて、スマホ教室やスマートフォンを活用した取り組みを進めていきました。

また、特に女性会員拡大に重点的に取り組み、企業退職者に対する働きかけの強化、併せて会員の退会抑制、シルバー派遣事業や独自事業による多様な就業機会の確保にも積極的に取り組んでいきました。

さらに、各関係機関との連携を密にし、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の皆様の協力を得て役職員一丸となり、会員拡大の推進や就業機会の開拓、適正就業の推進等に努め、次の事業に取り組んでいきました。

1. 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

- (1) 関係行政機関、兵シ協を中心としたシルバー人材センターの連合組織等を通じて情報を収集し、会員に提供し事業を拡大していきました。
- (2) 当センターの広報誌「シルバーかさい」を年 1 回発行し、会員に対して就業情報の提供を行いました。
- (3) ホームページや SMS 活用による積極的な情報の提供を行いました。

2. 高年齢者の就業に関する調査及び研究

会員の就業形態を研究するため、各種研修会や講習会等に参加し、事業実態を調査研究して事業推進に努めました。

3. 入会説明会及び就業相談の実施

当センター事務所会議室及びハローワーク西脇に於いて、定期的な入会説明会を実施し、入会の促進と高年齢者の就業相談等を実施しました。

4. 就業機会の確保・拡大

- (1) 各関係団体・企業・家庭などに、シルバー人材センターの事業についての十分な理解を得るため計画的に訪問し、又普及活動を推進し就業機会の確保に努めました。
- (2) 適正就業ガイドラインに沿って、会員の安全で適正な就業を確保しました。
- (3) 独自事業を推進し、就業機会を拡大しました。

5. 一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施。

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な事業に係る雇用を希望する高年齢者にシルバー派遣事業を実施しました。

また、兵シ協と緊密な連携を図りながら、高年齢者の多様な働き方の選択肢として実施しました。

6. 有料職業紹介事業

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会が実施する有料職業紹介事業実施事務所として、高年齢者に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者の多様な働き方の選択肢として、兵シ協と緊密な連携を図りながら、有料職業紹介事業を実施しました。

7. 技能研修及び講習会の実施

- (1) 技能取得及び就業意識等の高揚を図るため「草刈、剪定等」講習会を実施しました。

8 安全・適正就業の推進

- (1) 安全・適正就業委員会を中心に安全・適正就業基準に基づき就業の適正化に向けた研修等の取組みを積極的に推進しました。
- (2) 安全就業の徹底及び健康保持のため、安全・適正就業推進委員を中心に、会員の就業先への巡回を行いました。

9. その他

- (1) 会員相互の親睦と連携意識の高揚を図るため、共益事業としてグラウンドゴルフ大会、親睦旅行等を実施しました。
また、公益事業では普及啓発として「シルバーの日」には、ボランティア活動を通じて地域に貢献しました。
- (2) 長期就業会員の顕彰を5月の定時総会で行います。（在会10年、20年及び以降5年単位とし、顕彰が実施される年度、又は前年度に60日以上就業実績があり、在会している会員を対象とする。）